

65歳以上のみなさまへ

岡山市 介護保険料ガイド

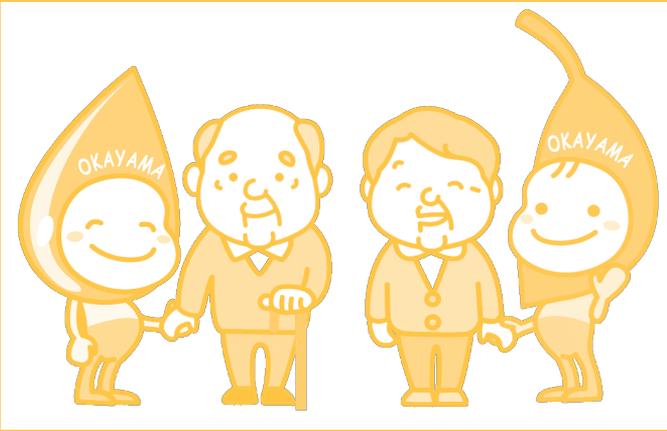
岡山市役所 介護保険課

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
(岡山市保健福祉会館7階)

電話 086-803-1242

FAX 086-803-1869



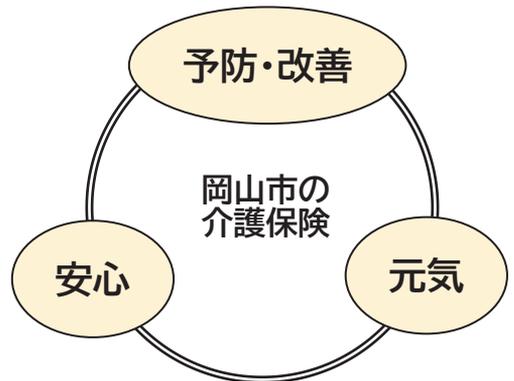
R6.7

介護保険は、40歳以上のすべての方が加入して、
高齢者の介護を社会全体で支え合うしくみです。

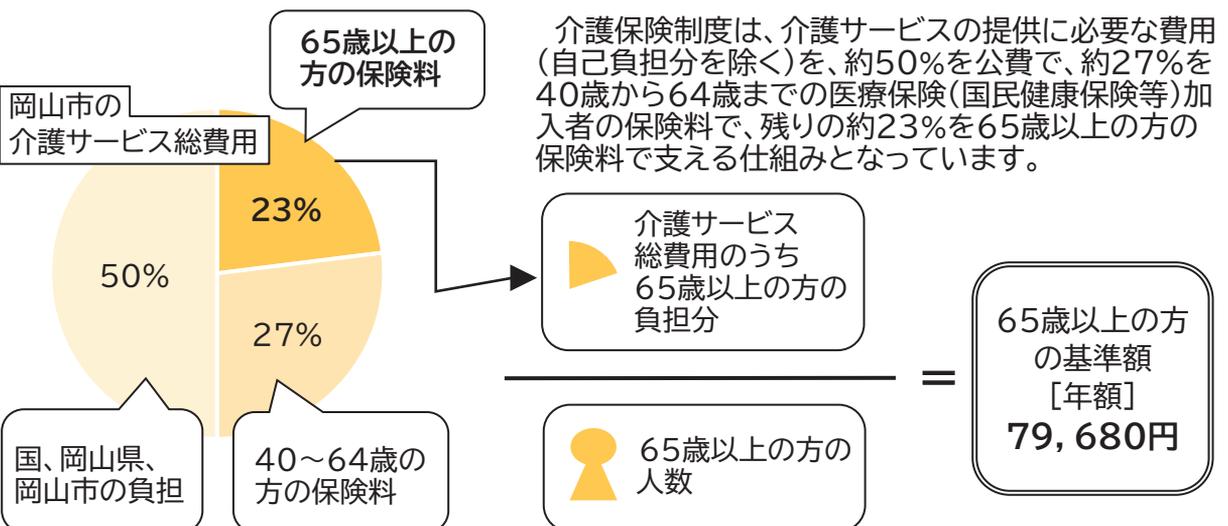
高齢社会を迎えた私たちのまわりでは、要介護
高齢者の増加、介護期間の長期化、それともなう
家族の介護負担の増加などが深刻になっています。

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者(被保
険者)となり、介護が必要となったときにはサービス
を利用できる制度です。

皆さまに納付していただく保険料は、この制度を
運営していくための大切な財源となりますので、ご
理解とご協力をお願いいたします。



[1] 保険料の算定について



【2】令和6年度から令和8年度の介護保険料

段階	対象者			保険料の算定方法	年間保険料額	
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・中国残留邦人支援給付受給者の方			基準額× 0.285	22,704円	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯非課税	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額	80万円以下	基準額× 0.44	35,052円
第3段階				120万円を超える	基準額× 0.685	54,576円
第4段階				世帯課税	本人の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額	80万円以下
第5段階	80万円を超える	基準額	79,680円			
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額	80万円未満	基準額× 1.1	87,648円	
第7段階			80万円以上125万円未満	基準額× 1.15	91,632円	
第8段階			125万円以上200万円未満	基準額× 1.25	99,600円	
第9段階			200万円以上400万円未満	基準額× 1.5	119,520円	
第10段階			400万円以上600万円未満	基準額× 1.75	139,440円	
第11段階			600万円以上800万円未満	基準額× 2.0	159,360円	
第12段階			800万円以上1,000万円未満	基準額× 2.25	179,280円	
第13段階			1,000万円以上1,200万円未満	基準額× 2.5	199,200円	
第14段階			1,200万円以上	基準額× 2.75	219,120円	

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

※消費税を財源とした公費投入により、第1段階は36,252円から、第2段階は50,988円から、第3段階は54,972円から、それぞれ表中の年間保険料額に引き下げています。

世帯とは

住民票上での4月1日時点で記載のある世帯をいいます。(転入・65歳到達の場合は資格取得日時点になります)

課税年金収入とは

市民税の課税対象とされる老齢年金等の収入金額のことで、障害年金、遺族年金等の非課税年金は含みません。

合計所得金額とは

地方税法上の合計所得金額(各種所得控除前の所得金額)から、租税特別措置法に規定される土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を除いた金額をいいます。

第1～5段階までの判定に用いる合計所得金額について、給与所得(所得税法第28条第1項)が含まれる場合は、当該給与所得の額(租税特別措置法第41条の3の3第2項の規定による控除がある場合には、その控除前)から10万円(当該給与所得の額が10万円未満の場合は当該給与所得の額)を控除して計算します。また、課税年金収入に係る所得(所得税法第35条第2項第1号)は除きます。

【3】保険料の納付方法

介護保険料は、65歳以上の方お一人おひとりに納付していただきます。例えば、夫婦ともに65歳以上の場合、夫婦別々に保険料の納付書が送付されます。

年金額が年額18万円以上の方は、**年金天引き(特別徴収)**となる**ことが法令により定められています**ので、年金天引きを開始する手続きは必要ありません。また、年金天引きが開始になると、任意で納付書や口座振替による納付方法を選ぶことはできません。

年金額	納付方法
年額18万円以上の方	年金からの天引き(特別徴収) ※例外があります。詳しくは、 【6】65歳に到達または市外から転入された方の保険料についてを参照ください。
年額18万円未満の方 または 年金を受給していない方	納付書または口座振替による納付(普通徴収)

【4】納付書または口座振替による納付(普通徴収)

原則として、4月から翌年3月までの12期で納めていただきます。

1期あたりの金額は、年間保険料額を12回で分割した金額となります。

※分割金額に生じる10円未満の端数については、7月(8月以降は初回月)に合算します。

年金の年額が18万円以上の方でも、以下の場合には一時的に納付方法が納付書または口座振替による納付になります。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で市外から転入した場合
- ・年度途中で保険料額や年金支給額に変更があった場合
- ・年金の一時差し止めや支給停止になったとき
- ・年金に担保権設定がされているとき

口座振替が便利です

お問い合わせ先 料金課(☎ 086-803-1171)

納めに行く手間が省け、納め忘れもなく安心です。

①

岡山市介護保険料
口座振替依頼書
(ハガキ)に記入し、
ポストへ投函して
ください。



または

②

指定の
金融機関の窓口で
申し込み手続きを
してください。



① または ② の手続きに必要なもの

- ・介護保険被保険者証 または 介護保険料決定通知書
- ・預(貯)金通帳 と 口座の届出印

手続きをされてから口座振替が開始されるまでには2~3か月かかります。後日、開始時期をお知らせする通知をお送りします。通知が届いた月から口座振替が開始されますので、その前月分までの保険料は、お手持ちの納付書により納めてください。

なお、年金天引きが開始されると、口座振替は自動的に停止されます。

【5】年金天引き（特別徴収）

老齢基礎年金、もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金、障害年金、遺族年金を年間で18万円以上受給している方が該当します。（老齢厚生年金は天引きの対象とはなりません）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
今年2月の保険料と同額		本算定により増減	$(\text{年間保険料額} - \text{仮徴収額}) \div 3\text{回}$ <small>※100円未満の端数は10月に合算します。</small>		

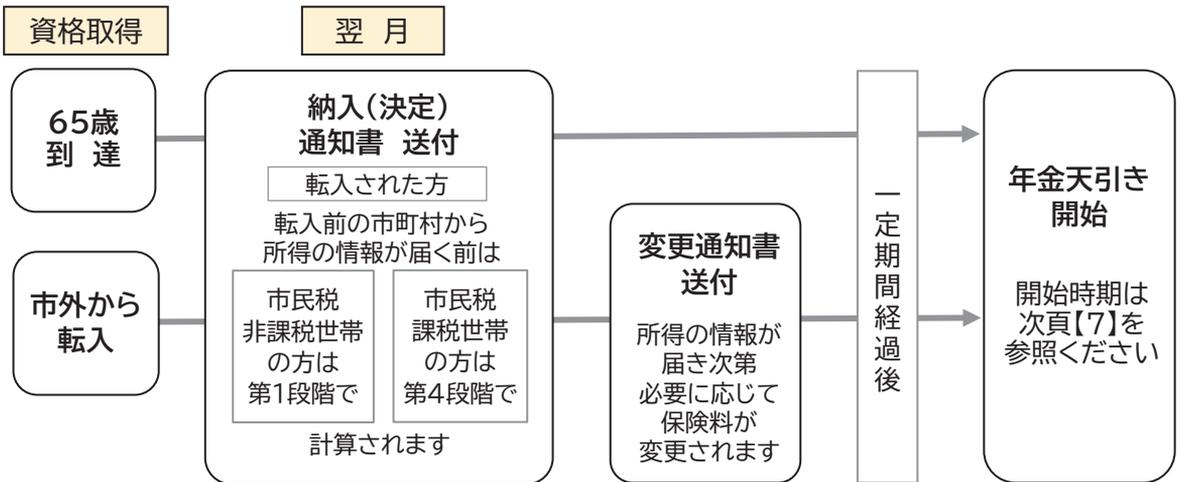
当該年度の市民税額の決定をもとに、算定した段階区分および年間保険料額（本算定）を、7月に通知します。

8月については、仮徴収額と本算定額との差を抑えるために、徴収額を調整する場合があります。

【6】65歳に到達または市外から転入された方の保険料について

65歳に到達または市外から転入された方の介護保険料は、65歳に到達または市外から転入した日の属する月から月割りで計算され、お住まいの市区町村に納付していただくことになります。

なお、65歳に到達した日は、誕生日の前日となることが法令で定められています。



※算定された保険料段階の月割額と、実際の納期ごとの額は、納付方法や納期数によって異なります。

65歳になった方の計算例

(例)8月に65歳に到達し、保険料段階が第9段階の方の場合

○年間保険料額

$$119,520\text{円} \times \frac{8\text{か月}(8\text{月} \sim \text{翌年}3\text{月})}{12\text{か月}} = 79,680\text{円}$$

○期別保険料額

翌月9月～翌年3月までの7回に分けて納付
 $79,680\text{円} \div 7\text{回} \approx 11,380\text{円}$

※10円未満の端数は初回月に合算します。

計算期間のイメージ

納期月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
計算対象月							8か月					
納付月							7か月					

40～64歳までの方の介護保険料

40～64歳までの方は、ご加入の医療保険（社会保険や国民健康保険）の保険料と合わせて納付していただいております。

※保険料の計算方法や額は、加入している医療保険によって異なりますので、詳しくはご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

【7】年金天引きの開始時期について（手続きの必要はありません）

年金天引きは、日本年金機構などと市町村の情報を照合し、対象者として間違いがないかを確認した後開始されます。

開始時期は、65歳に到達された時期、年金の裁定が行われた時期、市外から転入された時期などによって異なります。

年金天引き開始の際には、通知書でお知らせしますので、それまでは納付書、口座振替で納付してください。

65歳到達月 年金の裁定月 市外からの転入月	年金天引き 開始月の目安
4月～9月	翌年度 4月
10月、11月	翌年度 6月
12月、1月	翌年度 8月
2月、3月	翌年度 10月

なお、年金天引きが開始されると、口座振替は自動的に停止されます。

65歳到達が3月の方は、翌年4月開始となる場合があります。
(この表はあくまでも目安であり、実際の開始月は年金の支給状況などにより異なります)

《 保険料の減免について 》

次のような事情で保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の減免制度があります。
申請を希望される方は必ず事前に介護保険課(☎ 086-803-1242)へご連絡ください。

低所得者に対する減免 … 次の①～④のすべての条件にあてはまる場合

- ① 保険料の段階が第2 または 第3段階(世帯全員が市民税非課税)
- ② 世帯の年間収入(非課税年金を含む)が下表の額以下

	1人世帯	2人世帯	3人世帯
世帯に70歳以上の方がいないとき	96万円	144万円	192万円
世帯に70歳以上の方がいるとき	108万円	156万円	204万円

- ③ 扶養を受けていない
 - ・所得税・住民税の扶養控除の対象になっていないこと
 - ・医療保険の被扶養者になっていないこと
- ④ 活用できる不動産がなく、預貯金が350万円を超えていない
 - ・不動産については、居宅用の土地・建物、農地・山林を除く

特別な事情による減免

被災したとき、また、生計中心者の死亡、長期入院、解雇、事業の休廃止や著しい損失のために、世帯の所得が著しく減少し、生活が困難になったときなどは、申請により減免を受けられる場合があります。

減免申請に必要なもの

- ・健康保険被保険者証
- ・年金振込(支払)通知書または年金の振り込まれる預貯金通帳
- ・保険料減免申請書及び収入状況等申告書
(申請受付窓口にあります)
- ・減免事由を証明する書類等(り災証明書等)

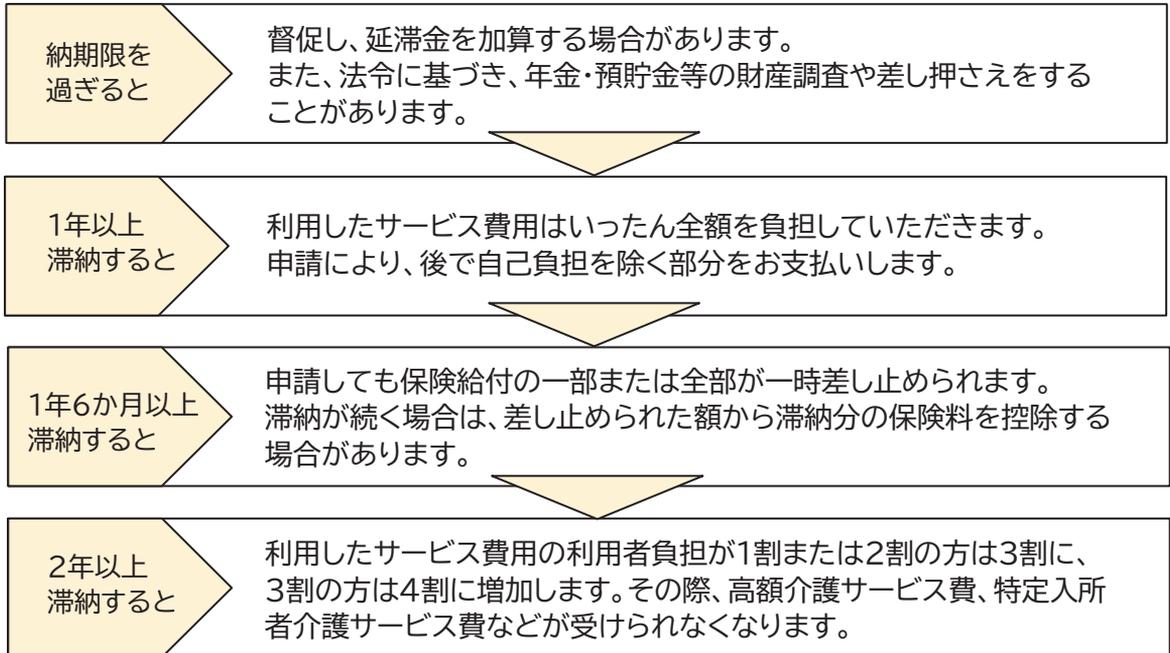
等

減免申請受付窓口

- ・介護保険課
- ・各福祉事務所介護サービス係
- ・各区役所市民保険年金課
- ・各支所総務民生課

《 保険料を滞納した場合 》

特別な理由もなく介護保険料を滞納すると、次のような措置をとることがあります。



○保険料の納付相談は料金課(☎ 086-803-1641~1643)にご連絡ください。

もしも介護が必要になったら？

岡山市地域包括支援センターへご相談ください

お住まいの地区のセンター・分室でお気軽にご相談ください。

センター・分室	電話・FAX番号	担当中学校区	センター・分室	電話・FAX番号	担当中学校区
北区中央 地域包括支援センター	電話 224-8755 FAX 224-8763	岡輝・石井・桑田	中区 地域包括支援センター 中区分室	電話 206-2871 FAX 206-2872	東山・操山
北区中央 地域包括支援センター 平田分室	電話 239-9211 FAX 239-9212	御南・吉備	中区 地域包括支援センター 高島分室	電話 275-3205 FAX 275-3203	高島・竜操
北区中央 地域包括支援センター 北方分室	電話 201-7201 FAX 201-7202	岡北・岡山中央	東区 地域包括支援センター	電話 944-1866 FAX 944-1803	西大寺・上南・ 山南・旭東
北区北 地域包括支援センター	電話 251-6523 FAX 251-6524	中山・香和・京山	東区 地域包括支援センター 瀬戸分室	電話 952-3883 FAX 952-3821	瀬戸・上道
北区北 地域包括支援センター 高松分室	電話 287-9393 FAX 287-7101	高松・足守	南区西 地域包括支援センター	電話 281-9681 FAX 281-9682	妹尾・福田・興除
北区北 地域包括支援センター 御津分室	電話 724-4611 FAX 724-4615	御津	南区西 地域包括支援センター 灘崎分室	電話 363-5070 FAX 363-5071	藤田・灘崎
北区北 地域包括支援センター 建部分室	電話 722-3300 FAX 722-3300	建部	南区南 地域包括支援センター	電話 261-7301 FAX 261-7303	芳泉・芳田・福浜
中区 地域包括支援センター	電話 274-5172 FAX 274-5173	富山・操南	南区南 地域包括支援センター 市場分室	電話 239-9151 FAX 239-9152	福南・光南台